

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	屋外広告物の許可（更新）
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第5条第3項
所 管 課	都市計画部 都市景観室
審 査 基 準	<p><b>【堺市屋外広告物条例】</b> （許可の基準）</p> <p>第6条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、次項に規定する区域（以下「許可区域」という。）ごとに規則で定める。</p> <p>2 許可区域は、本市の区域のうち、禁止区域（第11条第7号に規定する区域を除く。）以外の区域とし、次のとおりに区分するものとする。</p> <p>(1) 第1種許可区域 都市計画法第2章の規定により定められた第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち、第4種許可区域を除く地域</p> <p>(2) 第2種許可区域 第1種許可区域、第3種許可区域及び第4種許可区域以外の地域</p> <p>(3) 第3種許可区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域のうち、市長が定める地域</p> <p>(4) 第4種許可区域 都市計画法第2章の規定により定められた市街化調整区域のうち、市長が定める地域</p> <p>3 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が第1項の規定により規則で定めた許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、堺市景観条例（平成23年条例第15号）第40条に規定する堺市景観審議会の議を経て、これを許可することができる。</p> <p>第12条の2 市長は、地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる区域を、広告景観特別地区として指定することができる。</p> <p>2 広告景観特別地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、前項の規定による指定を受けた地区ごとに規則で定める。</p> <p>3 市長は、第6条第1項の規定にかかわらず、前項の許可の基準に適合すると認めるときは、広告景観特別地区における広告物の表示又は掲出物件の設置を許可するものとする。</p> <p><b>【堺市屋外広告物条例施行規則】</b> 別表第1～第3 （別紙1参照）</p> <p><b>【堺市屋外広告物条例】</b> （禁止区域）</p> <p>第11条 次に掲げる地域又は場所等（以下「禁止区域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、第7号に規定する区域において、規則で定める広告物を表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置する場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域</p> <p>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第2種低層住居専用地</p>

	<p>域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、市長が指定する区域</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項又は第2項の規定により重要文化財又は国宝に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物に指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域</p> <p>(4) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の地域のうち、市長が指定する区域</p> <p>(5) 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項の規定により堺市指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第33条第1項の規定により指定された堺市指定史跡、堺市指定名勝又は堺市指定天然記念物の地域のうち、市長が指定する区域</p> <p>(6) 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)の市長が指定する区間</p> <p>(7) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域</p> <p>(8) 古墳及び墓地</p> <p>(9) 官公署の敷地内</p> <p>(10) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の敷地内</p> <p>(11) 研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地内</p> <p><b>【平成27年告示第302号】</b> 屋外広告物の禁止区域の指定について(平成8年告示第6号)の一部改正について(別紙2参照)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書受理日から14日(納入通知書発行から申請手数料の納付確認までの期間は含まない)
	標準処理期間を設定できない理由	

別表第 1 (第 8 条の 2 関係)

区分		第 1 種 許可区域	第 2 種 許可区域	第 3 種 許可区域	第 4 種 許可区域
共通基準		(1) 表示面がおおむね横長の長方形であること。 (2) 照明を伴うものは、昼間の美観を損なわないこと。 (3) 周囲の建造物及び景観と調和させること。			
地上に掲出する広告物又は当該広告物の掲出物件	面積	1 表示面積 10 平方メートル以内で、かつ、総面積 20 平方メートル以内であること。	1 表示面積 20 平方メートル以内で、かつ、総面積 40 平方メートル以内であること。		1 表示面積 10 平方メートル以内で、かつ、総面積 20 平方メートル以内であること。
	高さ（地上から最上端まで）	10メートル以内であること。ただし、非自家用広告物及び広告板については、4メートル以内であること。	15メートル以内であること。ただし、非自家用広告物及び広告板については、4メートル以内であること。	15メートル以内であること。	10メートル以内であること。ただし、非自家用広告物及び広告板については、4メートル以内であること。
建造物の屋上に掲出する広告物又は当該広告物の掲出物件	面積	1 表示面積 30 平方メートル以内で、かつ、総面積 120 平方メートル以内であること。	1 表示面積 40 平方メートル以内で、かつ、総面積 160 平方メートル以内であること。		表示又は設置できない。
	縦	建造物の高さの 3分の1 以内で、かつ、5メートル以内であること。	建造物の高さの 3分の2 以内で、かつ、10メートル以内であること。		
	横	建造物の幅の範囲内であること。			
建造物の壁面に掲出する広告物又は当該広告物の掲出物件	面積	取付け壁面の 3分の1 以内であること。			取付け壁面につき 30 平方メートル以内で、かつ、取付け壁面の 3分の1 以内であること。

件	縦	取付け壁面の高さの範囲内であること。	
	横	取付け壁面の幅の範囲内であること。	
	掲出個数		取付け壁面につき4個以内であること。
	構造	開口部は塞がないこと。ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	

備考

- この表において「1表示面積」とは、1掲出物件における1面ごとの表示面積（当該面が2以上の表示面からなる場合は、それらの合計面積）をいう。
- この表において「開口部」とは、窓、出入口、非常用進入口、排煙口等をいう。

別表第2（第8条の2関係）

区分		百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区
共通基準		(1) 表示面がおおむね横長の長方形であること。 (2) 照明を伴うものは、昼間の美観を損なわないこと。 (3) 周囲の建造物及び景観と調和させること。 (4) 非自家用広告物は、表示又は掲出できない。	
地上に掲出する広告物又は当該広告物の掲出物件	面積	1表示面積5平方メートル以内で、かつ、総面積10平方メートル以内であること。	1表示面積10平方メートル以内で、かつ、総面積20平方メートル以内であること。
	高さ（地上から最上端まで）	6メートル以内であること。	10メートル以内であること。
	掲出個数	自立広告塔の場合は、1敷地につき2個以内であること。	
建造物の屋上に掲出する広告物又は当該広告物の掲出物件		表示又は設置できない。	
建造物の壁面に掲出する広告物又	面積	1敷地につき10平方メートル以内で、かつ、取付け壁面の3分の1以内であること。	取付け壁面の3分の1以内であること。

は当該広告物の掲出物件	縦	取付け壁面の高さの範囲内の長さで、かつ、地上から最上端までの高さが6メートル以内であること。	取付け壁面の高さの範囲内であること。
	横	取付け壁面の幅の範囲内であること。	
	構造	開口部は塞がないこと。ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	

備考

- この表において「1表示面積」とは、1掲出物件における1面ごとの表示面積（当該面が2以上の表示面からなる場合は、それらの合計面積）をいう。
- この表において「開口部」とは、窓、出入口、非常用進入口、排煙口等をいう。
- この表において「非自家用広告物」とは、自家用広告物以外の屋外広告物をいう。

別表第3（第11条関係）

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数
電柱を利用する広告物又は当該広告物の掲出物件	突き出して取り付けるもの 縦 1.20メートル以内、横 0.45メートル以内であること。	(1) 地上から最下端までの距離が4.50メートル以上であること。 ただし、歩道上については2.50メートル以上であること。 (2) 電柱との間隔が0.15メートル以内であること。	(1) 地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする。こと。 (2) 蛍光塗料以外の塗料を用いること。	電柱1本につき1個であること。
巻き付けて取り付けるもの	縦が1.50メートル以内で、横が電柱の円周の範囲内であること。	地上から最下端までの距離が1.20メートル以上であること。	(1) 地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする。こと。 (2) 蛍光塗料以外	電柱（道路標識を掲出している電柱を除く。）1本につき1個とすること。ただし、新設又は既設の

				の塗料を用いること。	道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)
停留所標識を利用する広告物又は当該広告物の掲出物件	縦0.60メートル以内、横0.45メートル以内であること。		(1) 地色が赤色、黄色その他これに類する色以外の色であること (看板の場合に限る。) (2) 蛍光塗料以外の塗料を用いること(看板の場合に限る。)		2面以内(進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。)であること。
バス停留所上屋を利用する広告物又は当該広告物の掲出物件面以内であること	1表示面2平方メートル以内であること。ただし、バス停留所名等の表示は、除くものとする。	(1) 上屋の幅及び高さの範囲内であること。 (2) 上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外であること。	動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しないこと。		上屋1基当たり2面以内であること。ただし、運転者に訴求するものとならない場合については、4面以内であること。
消火栓標識を利用する広告物又は当該広告物の掲出物件	縦0.40メートル以内、横0.80メートル以内であること。	地上から最下端までの距離が4.50メートル以上であること。ただし、歩道上については2.50メートル以上であること。			

堺市告示第302号

屋外広告物の禁止区域の指定について（平成8年告示第6号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年8月5日

堺市長 竹 山 修 身

第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 条例第11条第5号の規定に基づき指定する禁止区域は、別表第3に定めるとおりとする。  
5 条例第11条第6号及び第7号に規定する区域は、別表第4及び別表第5に定めるとおりとする。

別表第1の1項の表中「文化財保護法」の次に「（昭和25年法律第214号）」を加え、同表の備考中「別表第1、別表第2及び別表第6」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1の2項の表を次のように改める。

重要文化財の名称	所在地	禁止区域	摘要
大安寺本堂	堺市堺区 南旅籠町東4丁	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 16
海会寺本堂 庫裏及び門廊	同 堺区 南旅籠町東3丁	同 上	No. 17
日部神社本殿	同 西区 草部	同 上	No. 136
多治速比売神社本殿 附棟札	同 南区 宮山台2丁	同 上	No. 147
法道寺 多宝塔 食堂	同 南区 鉢ヶ峯寺	同 上	No. 149
南宗寺 仏殿 附棟札 山門 附棟札 唐門	同 堺区 南旅籠町東3丁	同 上	No. 165
高林家住宅 (主家及び表門) (米蔵及び西蔵)	同 北区 百舌鳥赤畑町5丁	同 上	No. 187
山口家住宅	同 堺区 錦之町東1丁	同 上	No. 189
旧浄土寺九重塔	同 堺区 百舌鳥夕雲町2丁	同 上	No. 310

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3

- 1 堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された堺市指定有形文化財の建造物及びその周辺について

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
石津太神社 北本殿・南本殿・拝殿 ・一の鳥居・二の鳥居	堺市西区 浜寺石津町中4丁	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 369
愛染院本堂	同 北区 蔵前町	同 上	No. 405
井上家住宅主屋	同 堺区 北旅籠町西1丁3-22	同 上	No. 189
菅生神社本殿	同 美原区 菅生178-1	同 上	No. 473
日部神社神門	同 西区 草部262	同 上	No. 479

- 2 堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された堺市指定有形文化財の名勝の地域について

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
片桐棲龍堂庭園	堺市 堺区 西湊町3丁 1-16	当該敷地の全部	No. 485

別表第4

条例第11条第6号の規定により禁止区域として市長が指定する道路の区間は、次表のとおりとし、当該区間内においてこれらの道路に接続する地域のうち同表の規定に該当する区域については、同条第7号の規定により市長が指定する区域とする。

市長が指定する道路の区間 (本市の区域内に限る。)	道路に接続する地域で市長が指定する区域 (本市の区域内に限る。)
高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線 (阪和自動車道) (府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までに限る。)	路端から両側100メートル未満の区域
府道富田林泉大津線	



（府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。）	
府道堺狭山線 （府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。）	
府道堺かつらぎ線 （府道泉大津美原線との交点から都市計画道路上之美木多上線までに限る。）	
一般国道26号 （国道310号との交点から市道浜寺船尾線との交点までに限る。）	
府道泉大津美原線 （都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。）	
府道高速大阪堺線（阪神高速道路）	
府道高速湾岸線（阪神高速道路）	
高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道）、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線	左記の3つの道路に囲まれた区域。ただし、上記に該当する区域を除く。

別表第5

条例第11条第7号の規定に基づく区域は、府道堺狭山線（別表第4の規定に該当する区間を除く。）に接続する地域で次表のとおりとする。

接続する道路	道路に接続する地域で市長が指定する区域
府道堺狭山線	泉北高速鉄道敷地内

別表第6を削る。